

第32回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年1月25日(火)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時15分

第32回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 会長提出議案上程

議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第139号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第140号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第6 報告第166号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第167号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請取下願について

報告第168号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第169号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第170号 農業用施設用地に供する届出について

報告第171号 農地の改良に係る届出について

報告第172号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第7 協議事項

第8 農政問題に対する質疑・応答

第9 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	8 番	川 鍋 優 君
9 番	井 野 重 明 君	10 番	早 野 公 夫 君
11 番	長 谷 川 勲 君	12 番	岡 田 武 君
13 番	木 村 実 君	14 番	塚 越 賢 二 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

15番 横 田 義 明 君

推進委員

久喜 4 小林 秀 夫 君 鷲宮 6 野 本 謙 一 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	主 事	横 山 玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） 第32回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、横田委員さんより欠席のご連絡を事前にいただいております。ご報告申し上げます。

それでは、初めに岩崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。8番、川鍋委員さん、9番、井野委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、経過報告でございますが、今月は新たな経過報告はございません。農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等ございましたら、ご報告を願います。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

◎議案第138号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第4、議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページ御覧ください。申請書番号211309番、譲受人は所久喜在住の方、譲渡人は横浜市南区在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑1筆、431平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を26アール、野菜を25アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号211311、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑3筆、合計1,175平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を247アール、野菜122アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書5ページになります。申請書番号212307番、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。土地の表示につきましては、柴山枝郷及び上大崎地内の田4筆、畑1筆、合計2,226平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を394アール、野菜を40アール耕作しており、良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

井野委員。

○9番（井野重明君） 9番、井野でございます。1月20日、早野委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号211309番です。申請地は、久喜市所久喜のれんげ祭り会場から東に500メートルほどに位置しております。農地の状況は畑で、きれいに耕うんされておりました。申請者の耕作状況、農機具の使用状況から、申請地を取得後も適正に耕作されると思います。

次に、申請書番号211311番でございます。申請地は、同じく久喜市れんげ祭り会場より、2筆が東のほうに150メートルほどの地域に位置しております。また、もう一筆が、れんげ祭り会場から北に700メートルぐらいの位置に位置しております。農地の状況は畑で、ビール麦が作付されておりました。申請者の耕作状況や農機具の使用状況から、申請地を取得後も適正に耕作されるものと思います。

以上2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 岡田委員。

○12番（岡田 武君） 12番、岡田です。1月22日に稲生委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号212307、申請地は、菖蒲総合支所から南東に500メートルほどの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は田で、水稻を刈った後でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。この案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの井野委員、岡田委員からの調査報告につきまして質問をお受けいたします。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第139号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第139号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第139号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。申請書番号211540、譲受人は青葉5丁目在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。

土地の表示につきましては、野久喜地内の畑3筆、合計275平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の実家の隣地である当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の7ページから10ページまでとなります。申請書番号212512番です。譲受人は、神奈川県川崎市川崎区に本社を置き、昭和42年から重量物の貨物自動車運送事業等を行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町三箇在住の方ほか23名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田48筆、畑7筆、合計2万9,256.18平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります特別積合せ貨物運送事業施設建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域ではございますが、転用の目的が土地収用法その他の法律により、土地を収用し、または使用することができる事業であることから、許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在広島県、兵庫県、富山県、山梨県、新潟県、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、福島県、岩手県にて運送事業を展開している法人であり、現在それぞれの営業所にて単独の運送事業を行っていることから、それらを解消することを目的として、事業所間のネット化、ロジスティック化を図る拠点の計画をしていたところ、東北自動車道、首都圏中央連絡自動車道のジャンクションに近く、国道を含む道路環境が整備されている埼玉県の交通の要所に位置している当該申請地を選定し、所有者でもある譲渡人の方々から同意が得られたことから、当該申請地へ特別積合せ貨物運送事業施設を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、みずほ銀行、横浜銀行、商工中金及び川崎信用金庫からの融資にて賄う計画となっており、融資証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書10ページから11ページまで、申請書番号212513番、譲受人は、大阪市淀川区に本店を置き、事務所倉庫が菖蒲町菖蒲及び加須市にあり、昭和35年からスプレー缶やペンキ製品を扱う倉庫業、運送業等を行う法人となります。譲渡人は、加須市在住の方ほか7名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田12筆、畑3筆、合計3,721.61平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります倉庫及び駐車場を目的とした敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、圏央道開通後、埼玉県内に危険物保管場所を希望するユーザーの増加に伴い、駐車場敷地であった箇所に危険物保管倉庫を増築しましたが、そのことにより駐車場が不足するなどしており、そこで新たな倉庫及び駐車場を探していたところ、既存地から近い当該申請地の地権者の方々から同意が得られたことから、当該申請地に新たな倉庫及び駐車場を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213510番、譲受人は、東京都千代田区に本社を置き、平成23年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、茨城県五霞町在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、702平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農

地と判断しております。公共施設及び駅から近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は当該申請地を含めた開発区域に3棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213511番、譲受人は、高柳に事務所を置き、平成2年から産業廃棄物処理等を行う法人となります。譲渡人は、同じく高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田2筆、合計1,028平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場敷地のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在の駐車場敷地が所有する重機で目いっぱいとなり、取引先等の大型車両が出入りする際には作業するスペースが十分に確保できないなど、不便で危険な状態で作業をしております。そこで新たな駐車場敷地を探していたところ、既存地から近い当該申請地の地権者の方から同意が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書12ページになります。申請書番号214530番、譲受人は伊奈町在住の方、譲渡人は東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑2筆、田1筆、合計432平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金並びに親族からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214532番、譲受人は幸手市在住の方、譲渡人は桜田3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、84平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅敷地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、家財道具も増え現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人より譲受人の妻の勤務地に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、それに伴う駐車場等の住宅敷地として今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いいたします。
井野委員。

○9番（井野重明君） 9番、井野でございます。1月20日、早野委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号211540です。申請地は、県立久喜工業高校のすぐ北にある集落内に位置しております。周囲は、東側が宅地、西側が畑、南側は市道、北側は宅地となっております。被害防除については、コンクリートブロック設置によ

り住宅地内の水が周りに及ぼさないよう、また排水については公共下水道に接続する計画になっているので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。申請内容、現地の状況からして許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○12番（岡田 武君） 12番、岡田です。1月22日に稲生委員と現地調査を行いましたので報告いたします。

申請書番号212512番、申請地は、NHK電波塔の南の隣で集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が市道、南側が市道、西側が田となっております。現況は草が刈ってあります。被害防除については、周囲にコンクリートブロックとフェンスを設置する計画となっております。排水については、地下雨水貯留槽、浄化槽を設け側溝に接続する計画になっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

次に、申請書番号212513、申請地は、しょうぶ会館の北側隣で集落内に位置しております。周囲は、北側が市道、東側が駐車場、南側が見沼代用水、西側が見沼代用水となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックと目隠しフェンスを設置する計画となっております。また、排水については、合併浄化槽と雨水貯留槽等を設置する計画になっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） どうぞ、鈴木委員。

○16番（鈴木好雄君） 16番、鈴木です。21日の日に矢野委員さんと現地を確認しました。その報告をいたします。

申請書番号213510、申請地は、栗橋南小学校から北へ500メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側が宅地、東側が更地、南側が宅地、西側が宅地となっております。被害防除については、排水は合併浄化槽を設置し、水路に接続、隣接地との境界には新設のコンクリートブロックを設ける計画となっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、申請書番号213511番、申請地は、久喜市鷲宮総合支所から北へ1キロほどに位置しております。周囲の状況は、北側が宅地、東側が県道、南側が畑、西側が宅地となっております。被害防除については、雨水は雨水貯留地を設け、隣接農地との境界には擁壁を設置するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上2案件につきましては、申請地及び現地の状況から許可相当と判断します。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 矢野委員。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。21日の日に鈴木委員さんと調査したので報告いたします。

申請書番号214530番、現地は鷲宮東中学校から西へ500メートルの位置にあり、稲刈りが終わった状態でした。北が市道、東が水田、南も水田、西が倉庫で、西側は申請者の実家で分家住宅となっており、周囲は市道と実家の水田なので問題はないと思われます。

申請書番号214532番、現地は鷲宮西中学校より南へ200メートルのところであり、草が生えている状態でした。北が住宅、東が住宅、南が市道、西が市道、以前は廃材や廃車された車が置いてあったところで汚かったのですが、現在はすごくきれいになっていました。周囲は住宅になっており、着工の際はブロック3段積みと4段積みで問題なく許可相当と思われます。慎重審議をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ただいま4人の委員さんから7件の調査報告がございました。

質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

討論に入ります。いいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第140号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第140号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

なお、久喜54番につきましては、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明をいたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第140号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の14ページから17ページまでになります。今月は14件の申出を受けておりまして、うち新規案件は12件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。初めに、議案書の14ページ、申請書番号、久喜51番から53番までは借手が同じであり、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、六万部地内の田11筆、合計9,489平米でございます。借手は所久喜在住の方、貸手は六万部在住の方となっております。設定する利用権は、ともに使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜55番、利用権を設定する農地は、六万部地内の田7筆、合計5,154平米でございます。借手は下早見在住の方、貸手は東京都台東区在住の方となっております。設定する利用権は、貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料は5年間の合計で15万5,900円となっております。

続きまして、議案書の15ページ、申請書番号、菖蒲69番、菖蒲70番は借手が同じために、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町小林地内の畑11筆、合計3,649平米でございます。借手は菖蒲町小林在住の方、貸手は菖蒲町小林及び六万部在住の方となっております。設定する利用権は貸借権の設定で、普通畑2年間、賃借料は反当たり3,000円となっております。

続きまして、申請書番号、栗橋の6番、利用権を設定する農地は、佐間地内の田3筆、合計1,599平米でございます。借手は新井在住の方、貸手は佐間在住の方となっております。設定する利用権はともに使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の15ページから17ページまで、申請書番号、鷺宮の8番から12番までにつきましては借手が同じために、一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、中妻、西大輪、上川崎、鷺宮、野久喜、古久喜地内の田22筆、畑12筆、合計2万8,067平米でございます。借手は外野在住の方で、貸手は中妻在住の方、幸手市在住の方、上川崎在住の方、野久喜在住の方となっております。設定する利用権は、鷺宮8番については貸借権の設定で、水稻作付10年間、賃借料は反当たり玄米90キログラム、鷺宮の9番、10番、12番については使用貸借権の設定で、水稻作付10年間、鷺宮の11番については貸借権の設定で、水稻作付10年間、賃借料は10年間合計で玄米240キロを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、久喜の54番を除き、新規、再設定合わせて67筆、4万9,121平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

なお、菖蒲69番、70番の借手につきましては、先日新規就農の面談を行いまして、そのときに立会いをお願いをした長谷川委員より報告をお願いいたします。久喜51番から53番までの借手につきましては、砂川推進委員さんが本日欠席のため、事務局から経営状況の報告をお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号久喜51番から53番まで、借手の方については、現在水稻及び野菜を67アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借手の方は、地域との関係も良好であり、中心となる担い手として営農されているとの報告を砂川推進委員より受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、久喜の55番の借手につきましては、小林推進委員さんから経営状況の報告をお伺いいたします。

○久喜4（小林秀夫君） 久喜4番、推進委員、小林と申します。今回の農地借手の方は久喜市下早見在住の方で、借手の方は、水稻7アール、野菜、果樹35アールを耕作しております。全て良好に管理されております。農機具等も一式あります。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲69番、70番の借手につきましては、長谷川委員さんから報告をお願いいたします。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。借手の方については、小林にお住まいの方で、昨年新規就農されました。今回初めて利用権を設定するということでしたので、12月16日、会長、私と事務局で借手の方と面談を行いました。借手の借りる場所については小林にありまして、約3,600平方メートルですか、落花生、ニンニクを栽培するということでございます。現在この人は45歳、現在アグリグリーンに勤めており、将来は独立を考えているそうです。45歳と若いので、耕作放棄地を増やさないためにもいいのではないかと思います。今後地域の中心となる担い手として、営農活動されていくのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗橋6番の借手につきましては、遠藤推進委員さんが本日欠席のため事務局より、よろしくお伺いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 栗橋の6番でございます。借手については、現在水稻及び野菜を1,178アール耕作しており、良好に耕作管理されております。借手の方については、地域との関係も良好で、中心となる担い手として営農されているとの報告を遠藤推進委員より受けております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、鷺宮8番から12番までの借手につきましては、野本推進委員さんから経営状況の報告をお願いいたします。

○鷺宮6（野本謙一君） 推進委員の野本です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、外野地区にお住まいの方で、現在は水稻のみ約20ヘクタール耕作しており、全く良好に管理されております。地域との関係もよく、周辺地域の中心となる担い手として営農活動されております。また、本人は高齢であります。息子さんが昨年勤めていた会社を退職して一緒に営農活動されており、後継者の面でも全く問題ありません。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で久喜54番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜54番を除き、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

次に、久喜54番に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、杉田委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔2番 杉田孝行君退席〕

○会長（岩崎長一君） それでは、議案につきまして事務局に説明をいたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の14ページになります。申請書番号は久喜の54番、利用権を設定する農地は、六万部地内の畑1筆、1,057平米でございます。借手は、所久喜在住の方、貸手は六万部在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、普通畑3年間となっております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜54番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

杉田委員の入室を認めます。

〔2番 杉田孝行君着席〕

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書19ページから22ページになります。農地法第5条の届出でございます。今月は、10件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の24ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の許可申請取下についてでございます。今月は、取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条の許可申請書が提出されましたが、申請受理後に計画がなくなったため取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の26ページ、27ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は

3件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の29ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知でございます。今月は5件の合意解約に係る通知のほうが提出されております。

続きまして、議案書の32ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

続きまして、議案書の34ページになります。農地の改良に係る届出についてでございます。施工面積が1,000平米未満、工期が1か月以内の軽微な農地改良の届出を1件受理しております。

続きまして、議案書の36ページになります。時効取得を原因とする所有権移転の通知でございます。こちらは、時効取得による所有権移転登記に関する通知が、法務局から4件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ご苦労さまでした。

ただいま報告の説明がございました。全体を通じまして何かご質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第7、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会があります。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本日机の上にお配りをさせていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれておりますものを御覧ください。

こちらにつきましては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。資料1枚目の裏面にございますとおり、今月は小右衛門在住の方、1件の改善計画が提出されております。

資料は下に番号が振ってあるのですけれども、1ページから3ページまであります。現在の作付面積が339アール、目標とする営農類型は水稻による主穀単一経営でございます。今後は貸し借りなどにより作付面積を852アールまで拡大し、大型機械を導入し作業の機械化を進め、効率化を図りながら経営していくとのごことでございます。年齢は79歳でございます。申請者は、生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、また無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、認定して支障ないものと考えております。

説明については以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

何か質問がありましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、小右衛門在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡

大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって、支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時15分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年1月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 川 鍋 優

署 名 委 員 井 野 重 明